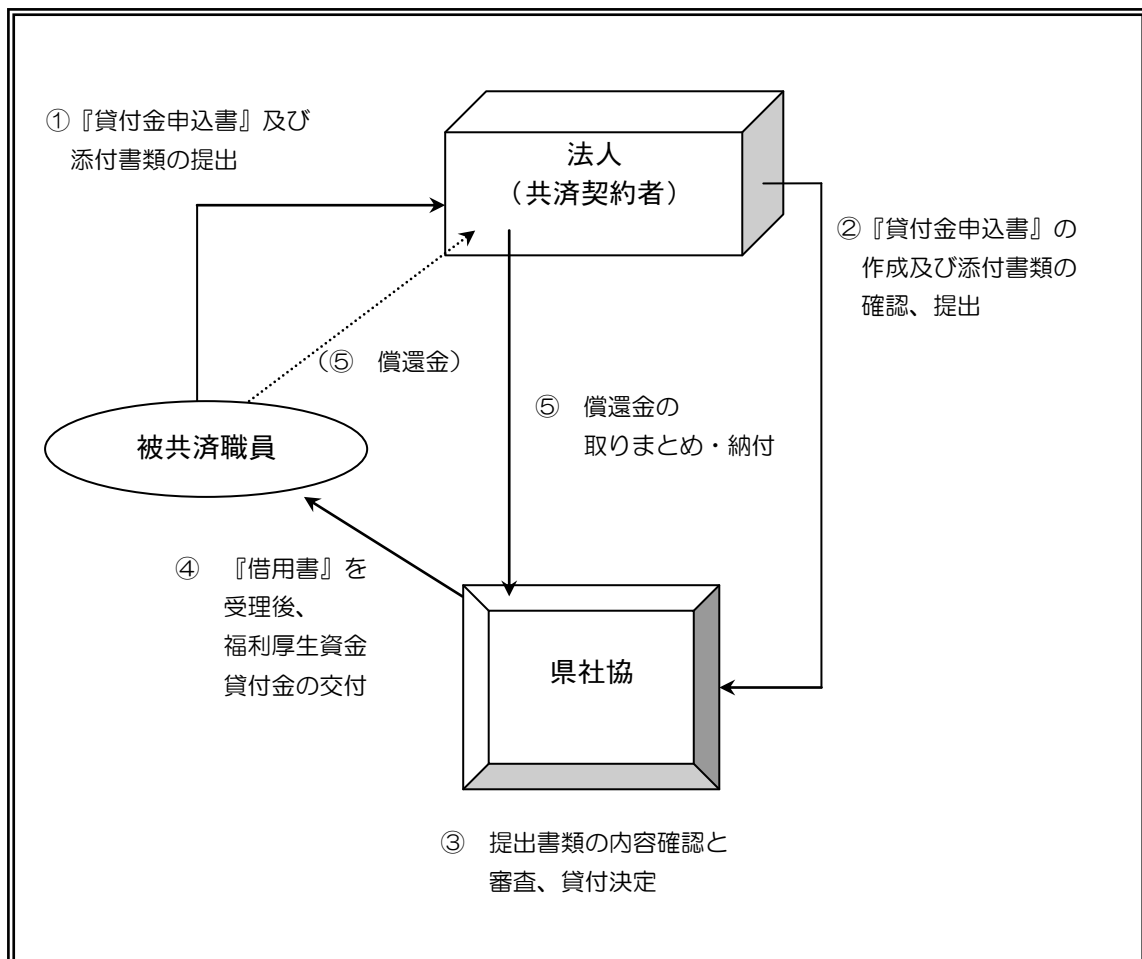


# 福利厚生資金貸付金

## 1 仕組みと流れ

- ① 被共済職員から法人（共済契約者）に、『貸付金申込書』及び必要な添付書類を提出する。
- ② 法人（共済契約者）にて、『貸付金申込書』の作成及び添付書類の確認をし、県社協に提出する。
- ③ 県社協にて、提出書類の内容を確認し、審査の後、貸付決定する。
- ④ 法人（共済契約者）経由で、『借用書』を受理した後、県社協から被共済職員に福利厚生資金貸付金を交付する。
  - ※ 交付時期は、『借用書』の受理日より次のとおりです。
    - ・ 当月10日までの受理分 → 当月25日に交付
    - ・ 当月11日以降の受理分 → 翌月25日に交付
  - ※ 交付日が金融機関の休業日にあたる場合は、休業日後の最初の営業日となります。
- ⑤ 交付月の翌月から、法人（共済契約者）において償還金を取りまとめ、毎月末日までに県社協に納付する。



## 2 概要

被共済職員（被共済職員期間が1年以上の者に限る）が、冠婚葬祭や自動車購入等生活上一時的に資金を要する場合や、住宅の新築・増改築・購入・住宅用地の購入等に資金を要する場合に借入れを申し込むことができます。

## 3 貸付金の種類

### （1）生活資金

被共済職員の生活上一時的に資金を要する場合

- ・ 冠婚葬祭費用
- ・ 自動車購入費用
- ・ 扶養している子の就学に関する費用 等

### （2）住宅資金

被共済職員の住宅の新築・増改築・購入・住宅用地の購入等に資金を要する場合

## 4 貸付内容

（1）貸付対象 被共済職員として1年以上経過している者

### （2）貸付限度額

- ・ 生活資金  
基準給与月額の内3か月分以内（ただし、50万円を超える場合は50万円以内）
- ・ 住宅資金  
基準給与月額の内6か月分以内（ただし、100万円を超える場合は100万円以内）

（3）貸付利率 年利5.0%

### （4）貸付金の償還

- ・ 生活資金  
貸付を受けた日の属する月の翌月から2年間で、元利均等の月賦償還
  - ・ 住宅資金  
貸付を受けた日の属する月の翌月から4年間で、元利均等の月賦償還
- ※ ただし、借受者が被共済職員でなくなったときは、直ちに借入金の残額及び利息を償還しなければなりません。

### （5）連帯保証人

借入申込者の属する法人等の被共済職員のうちから2名（ただし、そのうち1名は、原則として被共済職員である施設等の長とする）

### （6）添付書類

（注意）添付書類については、必要に応じて他の書類を求める場合がありますので、予めご了承ください。

- ・ 生活資金  
見積書、請求書、診断書その他かかる費用の内容を明らかにする書類(写し可)

- ・ 住宅資金
  - ア 建築確認書、見積書、土地・家屋の売買契約書その他かかる費用の内容を明らかにする書類(写し可)
  - イ 土地・家屋等の平面図、見取図(写し可)